

# BSE根絶のための 飼料規制について

平成16年9月

農林水産省 消費・安全局

## BSEの発生

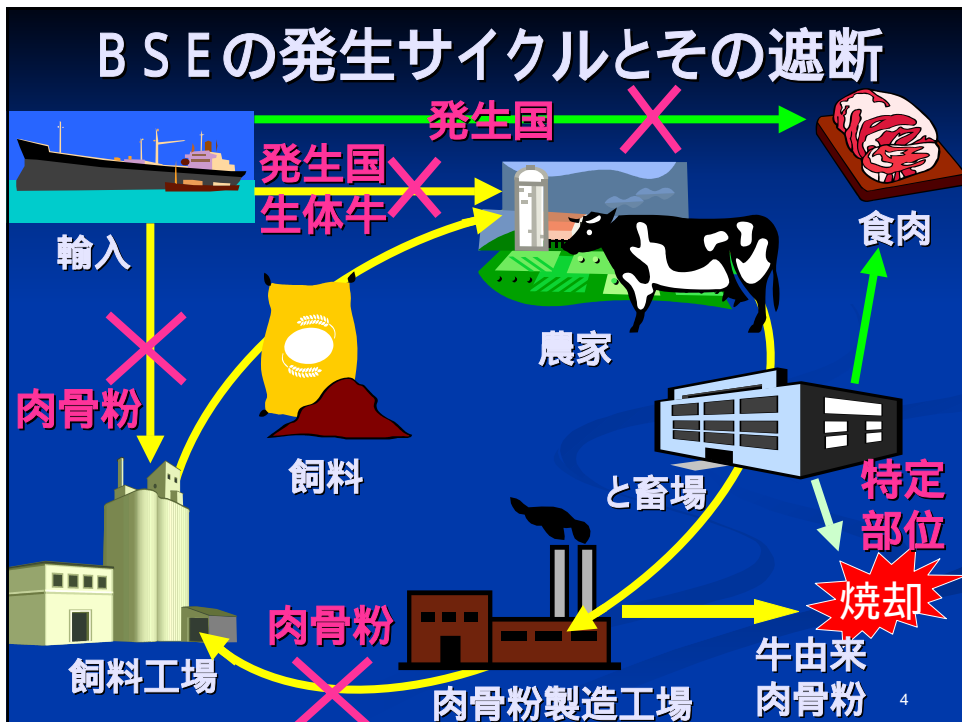
- 英国におけるBSEの発生
  - 異常プリオンタンパク質を含む肉骨粉の牛への投与が原因
  - 1986年以降18万頭以上に発生
- 日本におけるBSEの発生
  - 1～7、10、11頭目  
平成7年12月～平成8年4月生まれ
  - 8、9頭目  
平成13年10月、平成14年1月生まれ
  - 12頭目 平成11年7月生まれ

# 原因究明

## ■ BSE疫学検討チーム報告書

(平成15年9月)

- 牛用飼料への製造・輸送段階での肉骨粉の意図しない混入による感染の可能性



## 飼料規制の基本的考え方

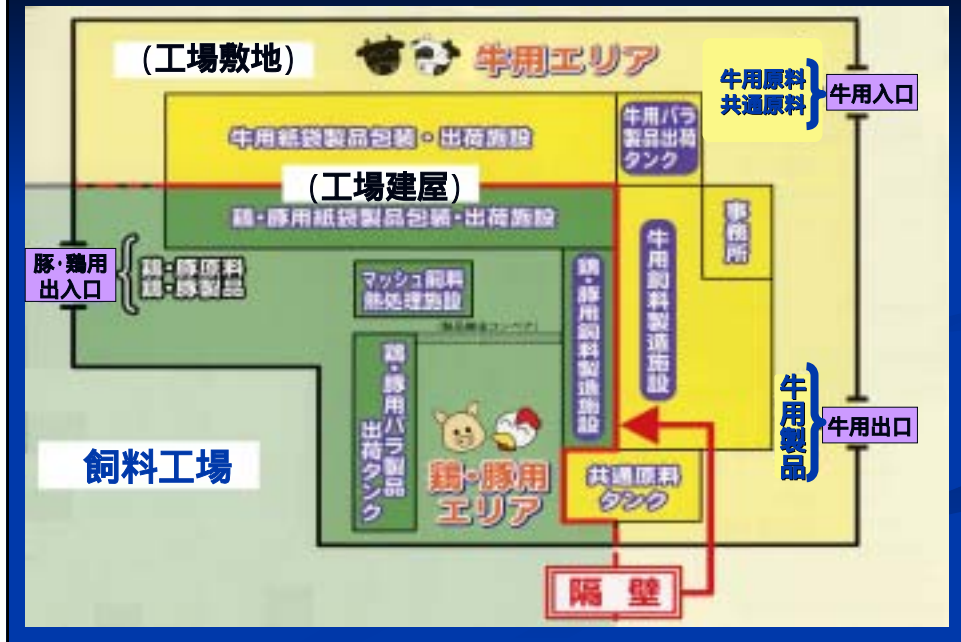
- BSEの**感染源となりうるものの飼料への利用の規制**
  - 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止
- 牛用飼料とその他の飼料の**分離**
  - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

## 飼料原料の規制状況

飼料原料	由来	飼料			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉、獣脂かす	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×	×	×	×
チキンミール(鶏由来肉骨粉)	鶏	×			
フェザーミール(羽毛加工物)					
動物性油脂 (肉骨粉製造時に発生する油脂)	牛	×			

× : 飼料利用不可、 : 飼料利用可<sup>6</sup>

## 牛用飼料と豚・鶏用飼料のライン分離 (飼料工場)



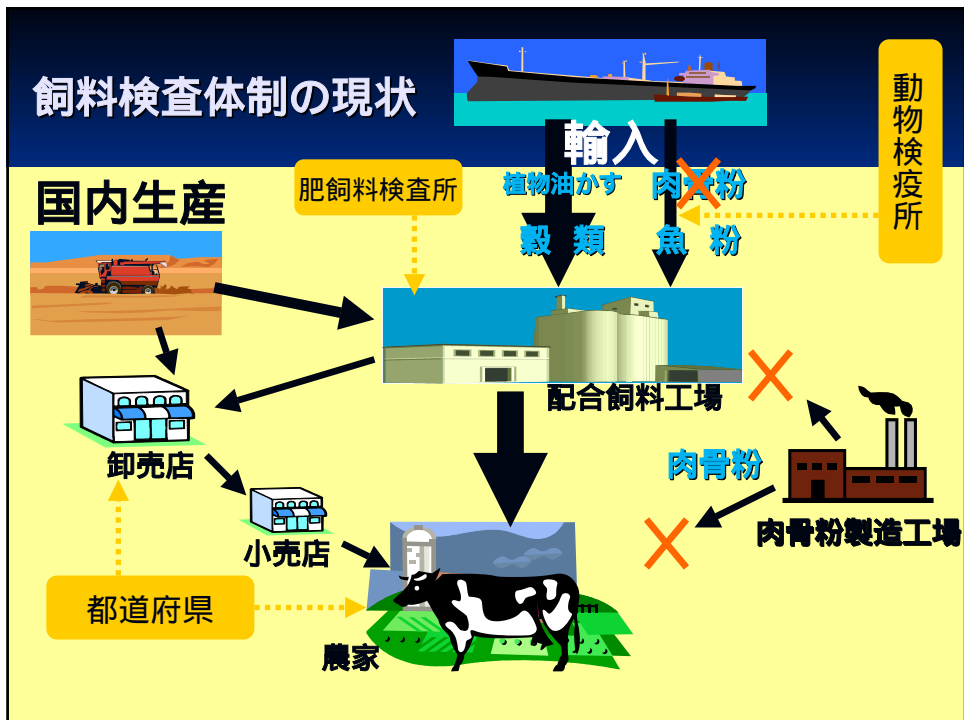
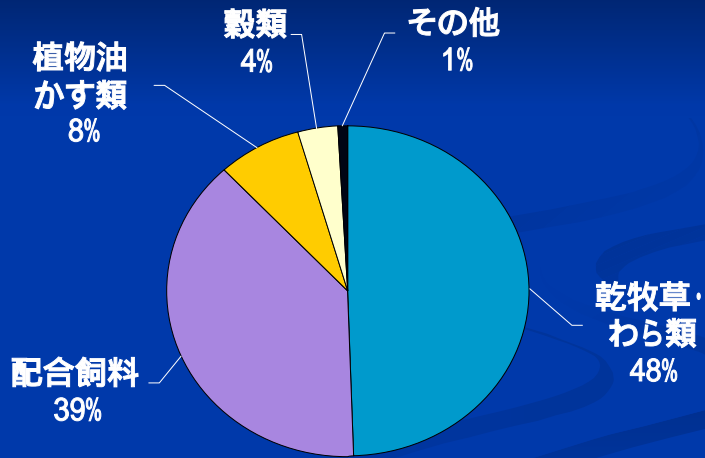
### ■ 日本における牛海綿状脳症対策について

(食品安全委員会プリオン専門調査会 中間とりまとめ)

- BSE 発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE 発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢の BSE 牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。

# 乳用牛における飼料の給与構成

(栄養価換算)



## 飼料規制強化の検討方向(輸入段階)

### ■ 現状

- 飼料輸入業者の届出に際して、輸入しようとする飼料の種類を届け出ることとされているが、混合飼料等の原材料の種類までの届出を義務付けていない。



### ■ 今後の検討方向

- 輸入飼料(混合飼料等)の原材料の種類について把握し、輸入業者に対して禁止原料の有無について検査できる仕組みをつくる。

11

## 飼料規制強化の検討方向(販売段階)

### ■ 現状

- 飼料販売業者は、事業の開始前に届け出ることとされているが、小売業者については届出の対象から除外されている。



### ■ 今後の検討方向

- 小売業者について、現状を把握し、飼料混入防止のための監視・指導ができる仕組みをつくる。

12

## 飼料規制強化の検討方向(農家段階)

### ■ 現状

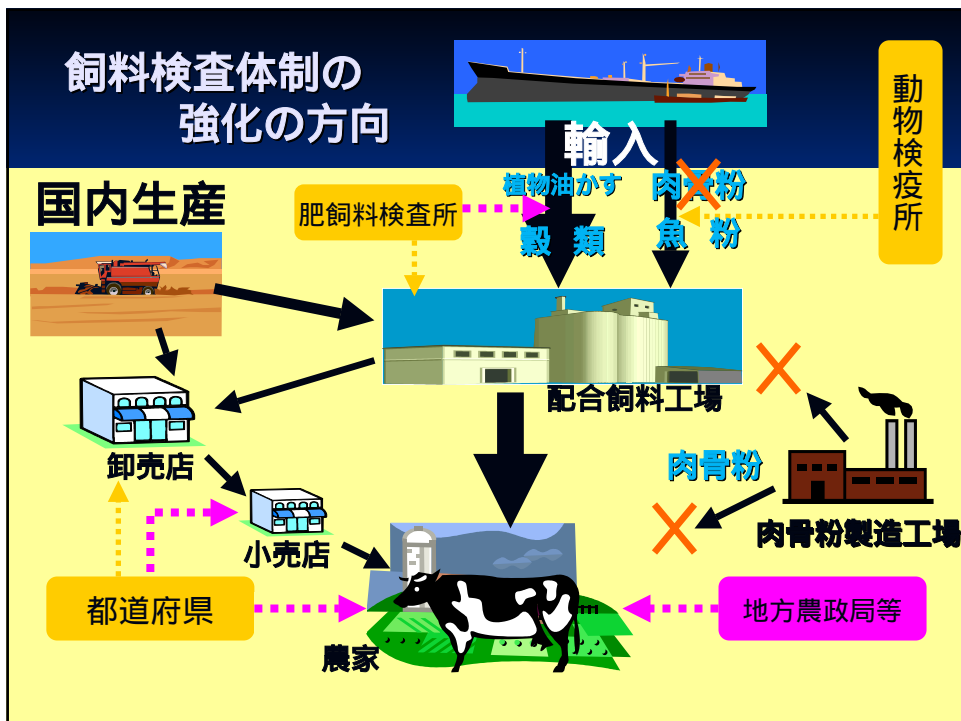
- 牛飼養農家に対する給与禁止飼料の誤用・流用を防止するための監視・指導が必ずしも十分ではない。



### ■ 今後の検討方向

- 地方農政局等の農家に対する巡回指導の機会を活用した周知徹底の強化
- 都道府県による指導・監視項目の明確化

13



# 農場段階におけるリスク牛の サーベイランス

	検査された牛の数			
	13年度	14年度	15年度	16年度
中枢神経症状等が疑われる牛	132 (1)	420	3,248	—
BSE感染牛の同居牛	236	139	266	0
死亡牛 (24ヶ月齢以上)	801	3,755	44,897 (1)	33,286

( )内は陽性頭数、16年は7月末までの頭数